

《騒音・振動・粉じん・臭気自動計測の週間結果報告》

(報告対象期間:6月22日 ~ 6月28日)

【概要】

二次対策工事による周辺環境への影響を調査するために、旧RD最終処分場と隣接する住宅地との境界に計測器を設置し、「騒音・振動・粉じん・臭気」を連続自動計測しています。
各項目の1週間分の計測結果をグラフにしました。
※網掛け部は休工の時間帯(休日および夜間)です。

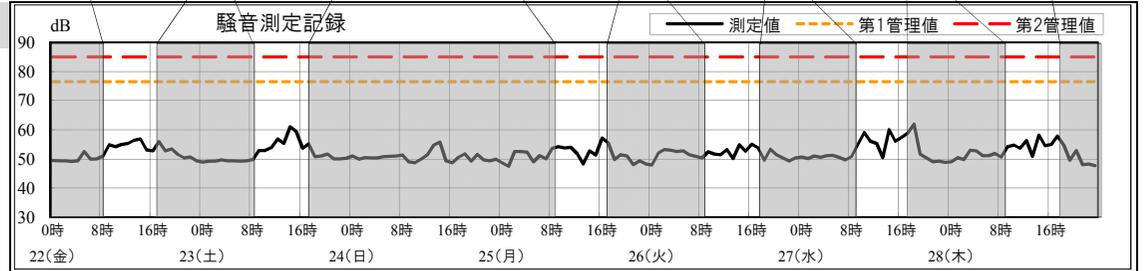
主な実施作業内容		平成30年6月							備考
		22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	
廃棄物土・有害物掘削工				休 工					
(1)選別土仮置・盛土工	B工区埋戻	B工区埋戻							
廃棄物土・有害物掘削工									
(2)廃棄物土掘削工	C・D・E工区 F・G区画	掘削				掘削			
廃棄物選別工									
(3)選別処理施設工		運転				機械整備 運転			

【位置図】



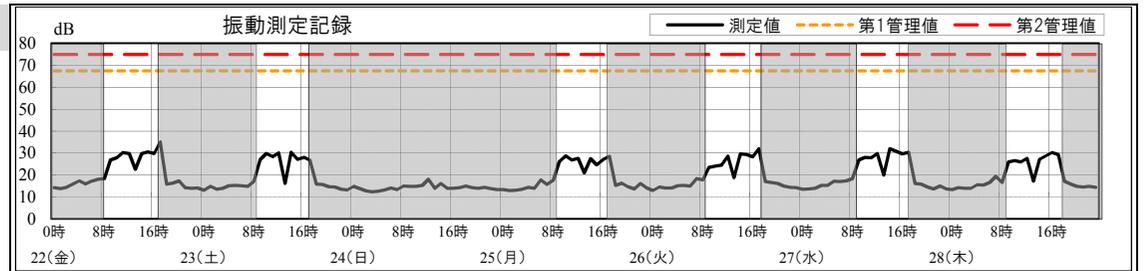
【騒音】

(特になし)



【振動】

(特になし)

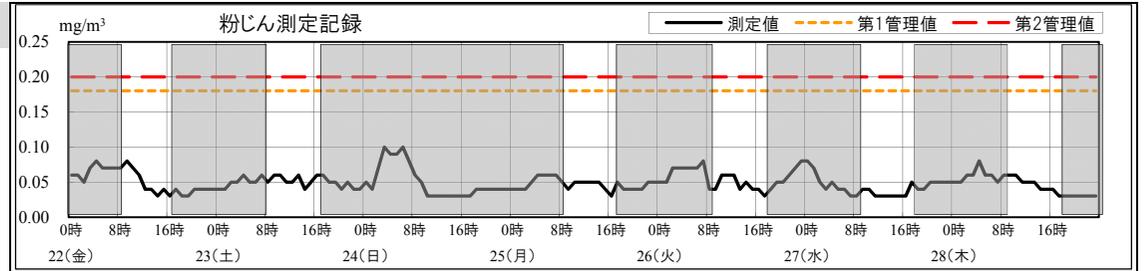


【測定値管理基準】

	騒音	振動	粉じん	臭気
第1管理値 (基準値の90%)	76dB	67dB	0.18mg/m ³	10(センサー値)
第2管理値 (基準値)	85dB	75dB	0.2mg/m ³	10
基準値	85dB 栗東市の特定建設作業(騒音)に係る規制基準	75dB 栗東市の特定建設作業(振動)に係る規制基準	0.2mg/m ³ 環境省『大気汚染に係る環境基準』の「環境上の条件・浮遊粒子状物質」記載基準	10(硫化水素臭などの異臭) 草津市「臭気指数規制基準 第1種地域 敷地境界線(第1号)」記載基準

【粉じん】

(特になし)



第1管理値を超過した場合

騒音 振動 粉じん	作業を一旦中断し注意喚起した後、警戒しつつ作業を行います
臭気	作業を一旦中断し、現場の監督員が直接臭いを確認します

第2管理値を超過した場合

騒音 振動 粉じん	直ちに作業を中断し、周辺7自治会長に連絡し原因究明後、対策を講じ作業を再開します
臭気	臭いの確認により硫化水素臭などの異臭がした場合には、直ちに作業を中断し、周辺7自治会長に連絡し対策を講じたうえで作業を再開します

【臭気】

(特になし)

